

重商主義期における通商条約

—メスユエン条約について—

佐 原 昌 弘

I

マーカンティリズムの一典型と呼ばれ、高く評価されてきたメスユエン条約 (Methuen Treaty) は、1703年12月27日に当時リスボン駐在のイギリス大使ジョン・メスユエン (John Methuen, ?~1706) によってポルトガル政府との間に締結された条約である。その内容は、イギリスがポルトガル産ブドウ酒を他の国のブドウ酒——この条約の場合、とくにフランス産ブドウ酒を指す——にかける関税の3分の2の税率で輸入することを許可するなら、ポルトガルはイギリス産のラシャその他の毛織物製品の輸入を1684年以前に存した輸入税 (23%) を以て許可することを認めたものである¹⁾。

この条約締結当時におけるイギリスの世界商業上での立場は、後述するように、フランスとオランダという二大強国との争覇によって甚だ苦しいものになっていた。とくにフランスとの間においては、1701年のスペイン王位継承戦争を契機として軍事的にも、経済的にも激しい争いをはじめたのであり、メスユエン条約が締結されたのも、このフランスとの争覇の真最中であることからして、その影響を多分に受けたものと思われる。

すなわち、フランスとの争覇によって外国市場の狭小を余儀なくせられたイギリスは、その代替としてポルトガル市場獲得の必要性に迫られたからである。もちろんこの条約の当事国であるイギリスとポルトガルとにおける通商上

第 2 号

の諸事情も、また、この条約締結への大きな契機になったことはいうまでもないが⁽¹⁾、私はアダム・スミスの所説に従ってこの条約についての検討を進めた。

ところで、この条約に関する評価には、アダム・スミスとフリードリッヒ・リストに代表されるような全く異なった主張——前者はこれによって得たイギリスの利益は極く小さいものであるとし⁽²⁾、他方後者においてはそれが極めて大きなものであったとする⁽³⁾——がある。

本稿において、私は上記のようなこの条約の評価についてまで論を進めることはできないが、イギリスとフランスにおける「産業構造の同質性⁽⁴⁾」という角度から、その両国間の争覇の分析を試み、それによって成立したこのメスュエン条約がイギリス産業に及ぼした影響について若干の考察を試みたい。

- (1) メスュエン条約は、わずか三条文からなる条約であった。下記文献参照。野村兼太郎『英国資本主義の成立過程』、有斐閣、281ページ。A. Smith, *The Wealth of Nations*, The Modern Library, pp. 512—3. (竹内謙二訳、東京大学出版会、中巻、209—210ページ。) A. Anderson, *Historical Chronological Deduction of the Origin of Commerce*, 1801, Vol. III, pp. 19—20.
- (2) 前記野村の所説参照。(野村、前掲書、第二編第二節。)
- (3) Cf. A. Smith, *op. cit.*, pp. 511—516. 竹内訳、中巻、208—215ページ参照。
- (4) フリードリッヒ・リスト『政治経済学の国民的体系』正木一夫訳、勁草書房、第一編第五章参照。
- (5) 「産業構造の同質性」についての解釈は赤松要『経済政策論』、青林書院新社、所に第一章参照。

II

最初に、メスュエン条約の実体がいかなるものであったかを明かにしておこう。

アダム・スミスは、この条約に関して次のように述べている。本来重商主義政策の一環としての通商条約は、その締結国を「受惠国 the favoured country——通商関係において特典を受ける国——⁽¹⁾」側と「授恵国 the favouring

country——特典を与える国——⁽⁵⁾」側とに 区別することができ、前者はこれによって独占を享受し、後者に比較すると、より多大の利益を収めることができるのであるが、メスュエン条約においては、これと大いに異なる原理の上から利益があるものとされていると言うのである。そしてスミスは、この異なる原理を説明して、条文上から知る限りでは、イギリスはポルトガルに独占市場を与えることになるから「本条約がポルトガルに有利で大ブリテンに不利であることは明白である⁽⁶⁾」という。そしてこの条約が当時の人々にイギリス商業政策の一つの傑作として称讃されたのは、条文上に表れない一つの特典「ポルトガルは年々ブラジルから、鑄貨の形状としてか、或は器物の形状として、その内国商業に使いきれないほど多量の金を受けとる。…この剰余の中大きな部分は、英国品と交換にか、或は英国を通じてその代価を受けとる他の歐洲諸国民の貨物と交換にか、英国に年々はいってくる⁽⁴⁾」からであるとする。

このように、スミスはこの条約によってイギリスが得たところのものは、独占市場の享受ではなく、ポルトガルからイギリスへ流入する多量の金銀であったと言うのである。

たしかに、条約締結までの両国間の貿易関係は、イギリス産毛織物のポルトガルへの輸出の増大に比して、ポルトガル産ブドウ酒のイギリスへの輸入には重税を課せられたため、事実上、輸入禁止の状態にあった。そこでポルトガルは、イギリス産毛織物の使用を禁止したり、イギリス職人の移住を奨励して自国の毛織物工業の促進に努めたりしてイギリスに対抗し、自国産ブドウ酒の輸出に力をいれた。また、一方イギリスの製造業者や貿易商人は、このようなポルトガルの対抗策からその市場を保持するために、フランス産ブドウ酒の代りにポルトガル産ブドウ酒の消費を奨励すべき商業条約をイギリス政府に迫っていたのである⁽⁵⁾。そして、条約締結後には、「……スペインとフランスに対してのイギリスの宣戦布告の後、それらの両国家のブドウ酒を使用することは決してイギリスの利益にはならなかった…そしてポルトガルの赤ブドウ酒は、その時、われわれが都合よく、また、便利に獲得することのできたほとんど唯一の種類となった……⁽⁶⁾」とアダム・アンダーソン(Adam Anderson)が述べて

いるようにポルトガル産ブドウ酒はイギリス市場を独占してしまったのである。

他方、イギリス商人は、ポルトガルがイギリス産毛織物製品の輸入禁止を解除した後、ポルトガルから大量の銀を運び出し、ポルトガル国内には彼ら自身を使用するに足るわずかな量を残したにすぎなかった。そのうえ、その当時より序々にではあるが、イギリス商人はポルトガルの金をも持ち出しはじめていたのである⁽⁷⁾。そして、この条約の締結と同時に、その金の持ち出しは激しくなり⁽⁸⁾、「西部イングランドにおいて重要な産業都市のひとつであるエクセター (Exeter) では、ポルトガル金の貨幣以外はほとんど流通されていなかった⁽⁹⁾」というほどになっていた。またチャールド・キングは、この条約締結の交渉をしたジョン・メスユエン大使の息子であるポール・メスユエン (Paul Methuen) への献呈の辞のなかで「この条約のおかげでわれわれは、他のいかなる国よりも多くの貿易差額をポルトガルから得ることができた。それによってわれわれは、ポルトガルへの輸出を 30万ポンドから 130万ポンド近くにふやしたのである⁽¹⁰⁾」と言っている。だが、彼の発言には、いささか誇張があるらしく、リプソンなどは彼の発表したこの数字を否定して「1700年の輸出は 336,598ポンドで1705年には818,768ポンドになった⁽¹¹⁾」だから「約二倍以上の伸びであった⁽¹²⁾」としている。

いずれにしても、メスユエン条約によってイギリスは、ポルトガルとの貿易バランスをより一層有利なものとして、多量の金銀と自国産毛織物の販路とを獲得することができたのである。

(1), (2) A. Smith, *op. cit.*, p.511. 竹内訳, 中巻, 208ページ。

(3) スミスはこの理由を、ポルトガルはイギリス産毛織物の輸入を、他の諸国民の毛織物よりも、好条件にて許す義務を負うことにはならないが、イギリスはポルトガル産ブドウ酒の輸入を、フランス産ブドウ酒に課する税の三分の二を支払うだけで許す義務を負うことになるからとしている。 *Ibid.*, p.513. 竹内訳, 中巻, 210—211ページ。

(4) *Ibid.*, p.513. 竹内訳, 中巻, 211ページ。

(5) Cf. E.Lipson, *Economic History of England*, Vol. III, p.111.

重商主義期における通商条約

- (6) A. Anderson, *op. cit.*, Vol. III, p.20.
- (7) Cf. J. Smith, *Memoirs of Wools*, Vol. II, p.138.
- (8) Cf. A. Smith, *op. cit.*, pp.513—514. 竹内訳, 中巻, 211ページ参照。
- (9) E. Lipson, *op. cit.*, Vol. III, p.112.
- (10) A. Anderson, *op. cit.*, Vol. III, p.20.
- (11), (12) E. Lipson, *op. cit.*, Vol. III, p.112, foot note, 5.

III

次に、当時のヨーロッパ諸国の経済政策についてを、スミスの所説を借用しながら考察していこう。

スミスは「(一)どこの国から輸入するかを問わず、国内で生産できるような、国内消費用の外国品の輸入に課する制限。(二)相手国との貿易差額が自国に不利と見られる特定国からの、殆んど凡ゆる種類の輸入に課する制限。これらの制限は重税のばあいもあり、絶対的禁止のばあいもあった。之に反し輸出は時には戻税により、時には奨励金により、時としては外国と締結する有利な通商条約により、また時としては遠隔の諸国に植民地を建設することにより、奨励された⁽¹⁾」といっているが、これはある一国より輸出される商品が、その輸入国においても同様に生産されているとき、輸入品と国内品との間に激しい競争状態が予想される。すなわち、その二国間の産業構造が厳密に同質的であるときには、古典学派のいう比較生産費説における円滑な貿易関係は存在しえず、したがって両国にとって有利な貿易は行なわれ難いのである。たとえば、手工業より問屋制工業へ、またマニュファクチュア制への発展によって生産力が増大し、過剰商品が低価格によって輸出されたとすれば、輸入品と国内品との競争状態をひきおこし、輸入国では不況と失業がおこるのであろうし、もし輸入超過となって金銀が流出するとすれば貨幣側からもデフレーションがおこってくる。したがって輸入国では自国産業の保護と雇用の維持のために輸入制限政策をとらざるをえなくなる。また輸出国でも輸入国の側に関税などの高い障壁があるとすれば、輸出補助金などによる強力な輸出奨励が必要となるのである。

そして、なおスミスは次のようにもいう「或は重税を課し、或は絶対的禁止を以て、国内でも生産できるような品物の、外国からの輸入を制限するから、その生産に当る内国産業のために、大なり小なり内国市場の独占が確保される。かくして外国からの生きた家畜又は塩蔵食料品の輸入禁止は、イギリスの牧畜業者に肉の内国市場の独占を安全に保障してくれる。また穀物の輸入に課する高い税は——それは穀物がかなり潤沢な時にはその輸入禁止も同然である——その栽培業者に右と類似の利益を与える。外国産毛織物の輸入禁止は、その製造業者にとっては是と同じく好都合である。また絹布製造業は、外国産の原料しか使わないのに、最近同じ利益を獲得した。亜麻布製造業はまだこの利益を獲得していないが、もう一步というところまできている⁽⁴⁾。このように輸入制限、禁止がきわめて広範な産業部門に及んでいたことからして、当時の資本主義的発達の要因の絡み合いが理解できるであろう。とくに当時のイギリスの重要産業であった毛織物工業については諸国との競争が深刻であったことがわかる。

すなわち、ヨーロッパ諸国の経済政策の動向が、それらの産業構造の同質性から保護政策へと向けられたと換言できるのではないかと思う⁽⁵⁾。

それでは、イギリスとフランスとの間においてはどうかであったのか。それら両国間の世界商業上での争覇関係において、その大きな契機となった——したがって、メスエエン条約締結の要因——スペイン王位継承戦争に焦点をあてながら検討していこう。

周知のように、スペイン王位継承戦争は、1701年フランス王ルイ14世が、彼の孫息子であったフィリップをスペイン王位に継承させようとしたことに対して、イギリスがそれら両国の結合を阻止せんとして宣戦布告を発したものであるが、この外交的紛争のうらには「われわれ（イギリス）のスペイン貿易は、フランスが最近王国（スペイン）に対してもっていた影響力から多くの損害を受けた⁽⁶⁾」というように、イギリスにとってはフランスとスペインの結合によって生ずるスペイン領アメリカあるいはポルトガル領ブラジルの西インド貿易を失うという経済的危惧があった⁽⁶⁾。このような経済的危惧は、当時東インド

重商主義期における通商条約

貿易の覇権が西インド貿易によって得る金銀に依存していたのであるからして当然のことであった。そこでイギリスは、ポルトガルを軍事的に援助するばかりでなく、ポルトガル領ブラジルにおける金とイギリス産毛織物の販路の確保のためにこのメスュエン条約を結んだのである。

すなわち、17世紀末から18世紀半頃にかけて、イギリスはオランダ、フランスという強大な二大国と商業上の覇を競っていた。それは、当時やや衰退したとはいっても、まだオランダの仲立ち貿易は、世界商業上ではイギリスと肩を並べていたし、他方フランスではコルベールの出現によって「コルベルティズム (Colbertisme)」と呼ばれる重商主義政策を掲げ、世界的な商業至上権を目指すヨーロッパ諸国の競争場裡へと進出していた時期であった⁽⁶⁾。とくに、ここで注意されねばならないことはフランスにおけるコルベールのとった毛織物工業を中心とした工業育成政策がイギリスの毛織物工業との間にひきおこした激しい競争状態である。まず、フランスは国内市場の確保のために、1667年以後コルベールが関税改革を行ない、イギリスの毛織物その他の諸製品に対して、ほとんど禁止の税率を課して圧迫した。これによってイギリスの毛織物工業は、大打撃を受け、フランスへの輸出は激減したのである。この輸出の減少の理由についても、J.スミスは下記のようにいう。すなわち「(イギリス製造品が) すたれ、品質が落ちたために国内においても、国外においても見限られている。そして、これは外国製品がわれわれに見直されてきているからである。大部分、われわれ自身の有用性を過少評価し、軽視しているので、それによって財の非常な出費をし、一年を通じて衣類 家具等の、主に外国人の利益と国民の威厳を傷つけることになるものに浪費されることである⁽⁷⁾」と。

また、この頃よりイギリスの人々の間や議会などにおいて、フランス毛織物工業との競争やフランス貿易におけるイギリスの不利な貿易バランスが、問題にしはじめられたのである⁽⁸⁾。そして、それはついに1678年のフランス産の諸商品——羊毛、麻、絹等の織物、ブドウ酒、ブランデー、酢、塩、紙等——の輸入禁止となって現われた。その後、ジェームス二世の即位によって、これが廃止され、代わりに重税をもって対抗したが、スペイン王位継承戦争を契機とし

て、ホイッグ党の手によって再びフランス貿易禁止の政策は、元に戻ったのである⁶⁹。一方、外国市場の面においても、フランスは積極的な戦いを挑んだ。たとえば、スペイン領アメリカやポルトガル領ブラジルへの密貿易、東インド会社の設立などがそうであり、自国産の毛織物の「販路」と「金銀」の獲得を目指した⁷⁰。ここでも西インド貿易をめぐる、イギリスとフランスとの間に激しい競争状態がひきおこされたのである。このような状況のなかで、フランスはスペインの王位に、ルイ14世の孫息子を継承させようとしたのであるから、イギリスがこれを阻止せんとしたことは当然であったといえよう。

この結果、イギリスはフランス国内の毛織物市場はもちろんスペイン国内、ならびにスペイン領アメリカへの毛織物市場をも失うことになったのである。またイギリスにとって、当時生活必需品となっていたブドウ酒、ブランデー類の輸入をも禁止してしまったために、その供給地も合わせて求めていた。これらの諸事情が大きな要因となって、メスュエン条約の締結へと進んだことは間違いないであろうが、他方では、この両国間の競争状態をひきおこした原因が、たがいにその中心的産業が毛織物工業であったという両国の産業構造の同質性からきているものといえるであろう。

この点に関して、リプソンは「フランスが貿易バランスにおいて不利であった唯一の国であったということではなく、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク等がそうであり、ロシアもまた貿易バランスはイギリスにとって不利なものであった。しかし、そこにはフランスに対する悪意によってイギリスの危機を敏感にするための政治的要素があった⁷¹」とする。そして、フランスに対する悪意の根底にあるものが何であったかは明白でないが、政治的・経済的対抗から両国家間の危機へと導かれたことをわれわれは知るであろう。また、スミスはこの競争状態の原因を「国民的偏見と憎悪に胚胎するものであった⁷²」としているが、このような国民的偏見と憎悪はいかにして生じてきたのであろうか。それは先のリプソンからの引用でもわかるように、たんに人種的、民族的なものではなく、相手国からの輸入品によって国内産業が圧迫されるか、あるいは自国の輸出品に対して相手国が輸入制限の方策を講ずるかのいずれかによ

重商主義期における通商条約

るもろもろの要因の対立とみられるべきものであろう。もっとも、ここにおいて注意されねばならないことは、イギリスの毛織物工業に対して、フランスのそれが後進性を持ち、したがってフランスの側において、とくに保護政策が強度に現われていることである。

- (1) A. Smith, *op. cit.*, p.418. 竹内訳, 中巻, 85ページ。
- (2) *Ibid.*, p.420. 竹内訳, 中巻, 87ページ。
- (3) 赤松要, 前掲書, 第二章第二節参照。
- (4) J. Smith, *op. cit.*, Vol. II, p.145. (The British Merchant, 1714, Of the state of our Trade with Spain, as it stood upon the peace of Utrecht.)
() 内は筆者が挿入。
- (5) ランケ『強国論』相原信作訳, 岩波文庫, 28ページ参照。
- (6) 大塚久雄『大塚久雄著作集』, 岩波書店, 第二巻, 第一編第二章参照。
- (7) J. Smith, *op. cit.*, Vol. I, pp.209—210. (England's Interest considered in the Increase of trade of this Kingdom, By Samuel Fortrey.) () 内は筆者が挿入。
- (8) Cf. E. Lipson, *op. cit.*, Vol. III, pp.98—116.
- (9) Cf. *Ibid.*, Vol. III, pp.99—100.
- (10) 大塚, 前掲書, 第二巻, 第一編第二章参照。
- (11) E. Lipson, *op. cit.*, Vol. III, pp.98—99.
- (12) A. Smith, *op. cit.*, p.441. 竹内訳, 中巻, 114ページ。

IV

このように産業構造の同質性によってひきおこされたイギリスとフランスの貿易上の競争状態は、このメスエン条約締結後においてはじめて克服されるのであるが、その意味においても、この条約のイギリスにもたらしたメリットは重大なものがあつた。

すなわち、両国間の産業構造が同質的であつたがために、その国際的秩序としての対外政策は競争的となり、両国毛織物工業の市場が狭小となつたのである。とくに先にも述べたようにフランス毛織物工業の後進性は、いたずらに保護制度を強度なものとし、そのためイギリス毛織物工業の外国市場に大きな打

撃を与えることとなり、イギリスは異質的補完関係⁽⁴⁾を保ちえるポルトガルあるいはポルトガル領ブラジルの市場獲得を余儀なくされたのである。そして、ポルトガルから流入される「金銀」によって東インド貿易は、ますます促進され⁽⁵⁾、これによってイギリスの原始的蓄積は、著しい発展を遂げたのである⁽⁶⁾。また、この発展によってイギリスとフランスとの間の産業構造の同質性は克服された。それは、1786年のフランスとのイーデン条約締結に際して、小ピット (William Pitt, 1759—1806) が述べた次のようなことから明らかにされるだろう。「フランスは、土地や気候の天賦においても、天産物の量においても有利であったが、わが国の産業生産者は非常にすぐれていたのでフランスとの競争の懸念はなかった⁽⁴⁾」と。さらに、小ピットとは反対の立場にあったパーク (Edmond Burke, 1729—97) できえ「わが国の資本は、わが国の産業生産者の競争者に対して、フランスのすべての奮闘をも無視できる優秀性を持っていた。その資本力は貿易においても禁じえられなかった⁽⁶⁾」として、両者とも両国間の産業構造の同質性が克服されたことを自覚していたのである。また、レオン・レヴィが「メスユエン条約は、1736年にイギリスとポルトガルの間で終了した通商条約であった……1836年にはポルトガル政府がこの条約を破棄した⁽⁶⁾」と述べているようにイーデン条約が締結されたときには、両国において、すでに事実上の条約関係はなかったものと思われる。このことからしても、イーデン条約締結当時においては、イギリスとフランスとの産業構造が異質的であったことが理解できる。

換言するなら、これは同質的なフランスの産業に対して異質的なポルトガルあるいはポルトガル領ブラジルの産業が対立して、補完関係が成立し、この関係がフランスの産業との競争にもかかわらずイギリスの諸産業を前進的に発展せしめたのである。

要するに、イギリスは、このメスユエン条約を、フランス産業との同質性から生じた競争状態のなかで、その同質性を克服せんがために締結したのである。また、その同質性の克服は、イギリス産業革命への道程においても、一步の前進を標したものであるといえるだろう。

重商主義期における通商条約

- (1) 「異質的補完関係」についての解釈は赤松要，前掲書，とくに第一章参照。
- (2) インドにおけるイギリス，フランス両国の東インド会社の対抗も1750年の軍事的衝突の後，イギリスの完勝に終わった。この点に関しては，取り敢えず大塚久雄，前掲書，第二巻137ページ参照。
- (3) 西村孝夫『キャリコ論争史の研究』，風間書房，とくに第一章参照。
- (4), (5) E.Lipson, *op. cit.*, Vol. III, p.115.
- (6) Leone Levi, *The History of British Commerce and of the Economic Progress of the British Nation*, Vol. II, p.29.